

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式によって業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平井 伸治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務の内容

鳥取県営鳥取空港（愛称：鳥取砂丘コナン空港）（以下「本空港」という。）は、平成30年7月に公共施設等運営権（コンセッション）制度に基づく民間事業者による空港運営に移行し、運営権者である鳥取空港ビル株式会社（以下「現運営権者」という。）と「鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）」を締結している。

現運営権者による本空港の事業期間は令和9年3月31日までであるが、鳥取県は令和9年4月以降も引き続きコンセッション制度によって本空港の運営等を民間事業者に発注（委託）することを予定している。

本業務は、本空港の第2期（次期）コンセッションとして、令和9年4月以降の特定運営事業等（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を適正かつ確実に推進するため、財務、税務、法務、不動産、技術等専門知識の提供及びマーケットサウンディングの実施、実施方針の公表、民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、優先交渉権者の選定、実施契約書の締結、事業継承等に係る一連の支援を実施するものである。なお、詳細は別添「鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 予算額（総額）

金143,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度の予算額は次のとおりである。なお、賃金又は物価の変動に基づく予算額の変更は行わない。

令和5年度	金61,600千円
令和6年度	金34,100千円
令和7年度	金40,700千円
令和8年度	金6,600千円

### 2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年3月24日以降いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受

けていない者であること。

- (3) 令和5年3月24日以降いずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が次のいずれかに登録されている者であること。
  - ア その他の委託等の監査・コンサルティング
  - イ 各種調査委託の市場等調査
  - ウ 各種調査委託のその他なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年3月31日（金）正午までに3の（2）の場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に3の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (5) 平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、以下の業務を完了した実績がある者であること。

P F I（Private Finance Initiative、以下同じ）方式を活用した事業のアドバイザー業務
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 手続等

- (1) このプロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先（以下「事務局」という。）

鳥取県県土整備部空港港湾課（担当：安本、蔵本）  
所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 本庁舎5階  
電話番号 0857-26-7586 ファクシミリ 0857-26-8310  
電子メール [kuukoukouwan@pref.tottori.lg.jp](mailto:kuukoukouwan@pref.tottori.lg.jp)
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話番号 0857-26-7431
- (3) 実施要領及び仕様書等の交付  
鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、仕様書等は、令和5年3月24日（金）以降に、インターネットの鳥取県県土整備部空港港湾課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouwan/>）から入手するものとする。

### 4 企画提案参加申込及び企画提案書等の提出

- (1) 企画提案参加申込書の提出  
このプロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。
  - ア 提出書類  
企画提案参加申込書（様式第1号）、公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第1号別紙）、2の（5）を証するもの（契約書の写し等）、誓約書（様式第2号）

イ 提出期間及び時間

令和5年3月24日(金)から同年3月31日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和5年3月31日(金)午後5時15分までに事務局に到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

事務局に持参又は送付の方法によって提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によって、送付すること。

(2) 企画提案参加申込に関する質疑応答

ア 企画提案参加申込に関して質問がある場合は、令和5年3月29日(水)午後5時15分までに事務局の電子メールアドレスに提出すること。(任意様式)

イ 電子メール以外での質問は受け付けない。

ウ 質問及び回答の内容は、質問者名を伏せてインターネットの鳥取県県土整備部空港港湾課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouwan/>)に掲載して、企画提案参加申込書の提出期限(令和5年3月31日(金))までに随時回答する。

(3) 参考資料の提供

企画提案書等の作成を目的とした参考資料(以下「守秘義務対象資料」という)を、誓約書(様式第2号)を提出したこのプロポーザル参加者に電子データで提供(郵送)する。

守秘義務対象資料は鳥取県がこれまで検討してきた第1期コンセッションに関する民間活力導入可能性調査及びその検討に用いた資料などを予定している。

なお、守秘義務対象資料については、企画提案書等の作成のみ使用することとし、第三者への提供は認めない。本業務への応募ではなく資料提供を目的としていると事務局が判断する場合はその提供は行わない。また今後実施が予定される本事業への応募等も認めない。

(4) 企画提案書等の提出

このプロポーザル参加者は、企画提案参加申込書を提出した後、以下の書類を期限内に提出すること。

ア 提出書類

別添「鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務企画提案書等作成要領」(以下「企画提案書等作成要領」という。)に基づく提出書類

イ 提出期限

令和5年4月24日(月)午後5時15分までに事務局に到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

事務局に持参又は送付の方法によって提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によって、送付すること。

(5) 企画提案書等の無効

次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

ア 参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの。

イ 提出期限を過ぎて提出されたもの。

ウ 企画提案書等作成要領に示す要件を満たしていないもの。

(6) 提案者の失格

ア 鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務）（以下「審査会」という。）の委員に対し、事前に働きかけを行った者は失格とする。

イ 見積額が予算額（各年度及び総額）を超える提案を行った者は失格とする。

(7) 企画提案書等の作成に関する質疑応答

ア 企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和5年4月13日（木）午後5時15分までに事務局の電子メールアドレスに提出すること。（任意様式）

イ 電子メール以外での質問は受け付けない。

ウ 質問及び回答の内容は、質問者名を伏せてインターネットの鳥取県県土整備部空港港湾課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouwan/>）に掲載して、令和5年4月20日（木）までに随時回答する。

(8) その他留意事項

ア このプロポーザルへの参加は、企画提案参加申込書を期日までに提出した者に限る。

イ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、事務局から質問することがある。

ウ 提出書類が実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書等を無効とすることがある。

エ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

オ 連携を依頼する予定の者及び業務の一部の再委託を予定する者、又は専門家への執筆等の依頼を予定する者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、企画提案書等作成要領の1に従って実施体制図を用いて実施体制を明らかにすること。

カ 協力者等は、異なる提案者の協力者等であっても認める。

キ 本業務の受注者（協力者等を含む）と資本もしくは人事等において一定の関係のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社及び子会社の関係）は、今後、本事業においてPFI手法が採用された場合、本事業には参画できない。

5 審査会の設置

企画提案書等の審査を行うため、審査会を設置する。詳細は実施要領による。

6 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書等の内容について審査を行うため、提案者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。詳細は実施要領による。

7 評価方法

それぞれの審査会委員が、評価項目ごとに10点満点で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。審査会委員（5名程度）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。詳細は実施要領による。

8 選定方法

- (1) 各審査会委員の合計点を集計し、その集計点数で最も高い得点を獲得した企画提案書等から順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査会委員の合議によって最優秀提案者の選定及び2位以下の順位付けを行う。

#### 9 契約の締結

8(2)によって最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、改めて見積書を徴取し、契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含み、協議の結果、仕様書を修正する場合がある。

協議が不調のときは、8(1)によって順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。

#### 10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定によって、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 11 その他

- (1) 2の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。
- (2) 提出された企画提案書等は原則として返却しない。
- (3) 提案者は、企画提案書等の提出後に、このプロポーザルの応募を取り下げの場合、遅滞なく事務局に連絡し、かつ、文書で通知しなければならない。
- (4) 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。
- (5) 最優秀提案者に選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、企画提案書等を鳥取県に引き渡したときに、鳥取県に移転する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。
- (6) 最優秀提案者に選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 企画提案書等の作成、応募及びプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - (イ) 暴力団員を雇用すること。
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。
- (9) その他  
詳細は、実施要領による。